

まい・あみ・まつり 2023

『つながる心 つたわる笑顔』

8月5日(土)・6日(日)午後3時～9時 開催予定



まい・あみ・まつり実行委員会では「まい・あみ・まつり 2023」の4年ぶりの開催をめざして準備を進めています。

昨今のコロナ渦をはじめ、世界情勢の混乱、物価高騰など暗いニュースばかりですが、町民の皆さまをはじめ来場者の方が、まつりのテーマにもなっている「笑顔」になれる「まい・あみ・まつり 2023」を開催したいと思っています。

たくさんの方のご来場をお待ちしています。

まい・あみ・まつり 2023 実行委員長 武埜文明

主な内容

紹介します！
令和5年度の区長さん … 4

つながる心 つたわる笑顔
まい・あみ・まつり 2023 … 6

手続きをお忘れなく！
児童手当制度 … 23

6月4日～10日は
歯と口の健康週間です … 26

～住まなくなった家、登録しませんか～
空き家バンク制度 … 29

今月の表紙

「まい・あみ・まつり2023」の開催が決定し、開催に向け、まい・あみ・まつり実行委員会が組織されました。

4月21日には、まい・あみ・まつり実行委員会の武埜文明委員長（町商工会選出）が町長を表敬訪問し、新型コロナウイルスの影響により4年ぶりの開催になるということで、熱い意気込みを語りました。

「まい・あみ・まつり」は、阿見町在住・在勤・在学者の有志によって組織される実行委員会により企画運営されており、町民主導の真夏の祭典として、広く町民に親しまれています。

皆さん、町民総参加による町最大のイベントとして「まい・あみ・まつり2023」を盛り上げていきましょう！

人口と世帯

総人口 49,834人 (+ 29)
男性 24,864人 (+ 5)
女性 24,970人 (+ 24)
世帯数 21,619世帯 (+ 64)

5月1日現在、常住人口ベース
※()内は前月比、総務課調べ

町ホームページ 情報発信中！

町公式ホームページにおいて町の情報発信しています。



防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話番号から確認することができます（通話料は無料です）。

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-m.jpまで空メールを送信していただくか、右記二次元コードを読み取り、専用サイトから登録してください。



Twitter YouTube 情報発信中！

町公式YouTubeチャンネル、町公式Twitterにおいても町の情報発信しています。

▼Twitter

▼YouTube



令和4年度 情報公開制度・個人情報保護制度の 運用状況



総務課文書法制係 ☎888-1111 (内線 297)

情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求める権利をすべての人に保障するものです。

▼請求できる人：どなたでも請求できます

▼請求の方法：請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページで取得することができます。

▼公開請求に対する決定：請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります。）に決定し、書面でお知らせします。

▼公開方法：お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。

▼令和4年度の運用状況：昨年度は、26件の公開請求がありました（次表参照）。

公開請求の決定状況	件数
公開	12
一部公開	6
非公開	1
不存在	7
合計	26

実施機関	町 長			議会 事務局	農業 委員会
	総務部	町民 生活部	産業 建設部		
件数	5	4	15	1	1
主な内容	筆界等関係記録	保険契約関係書類・住居表示関係書類	有害鳥獣関係書類・保険契約関係書類・道路占用関係書類	議会関係会議録	遊休農地関係書類

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を閲覧したり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求したりすることができる仕組みです。

▼請求できる人：自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます。

▼請求の方法：請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。その際、本人またはその代理人であることの確認のため、身分証明書や諸書類の提示が必要です。

▼開示請求に対する決定：情報公開制度の公開請求に対する決定と同じ

▼開示方法：お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。その際も、請求者が本人または代理人であることの確認のため、身分

証明書や諸書類の提示が必要ですが。

▼訂正・利用停止の請求：請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報が条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を求めることができます。

▼令和4年度の運用状況：昨年度は、5件の開示請求がありました（次表参照）。そのほか、訂正・利用停止の請求はありませんでした。

実施機関	町 長		公開請求の決定状況	件数
	保健 福祉部	産業 建設部		
件数	3	2	公開	3
主な内容	介護認定審査会関係書類	給排水工事関係書類	一部公開	1
			非公開	0
			不存在	1
			情報提供	0
			合計	5

紹介します！ 令和5年度の 区長さん

阿見中 地区

24 行政区



行政区・氏名(敬称略)



西郷
設樂 直人



阿見台
笹沼 栄



中郷西
村山 秀雄



中央南
豊島 繁



中央西
酒井 一彦



中央東
大井 茂



西方
湯原 薫



宿
湯原 好美



北
湯原 忠之



一区北
渡部 明子



一区南
川口 次男



三区下
山口 和弘



三区上
石塚 完治



鈴木
鈴木 敏一



中央北
糸賀 忠



下吉原
篠崎 弘



中吉原
根本 敏郎



上吉原
飯塚 尚志



大砂
知久 薫



富士団地
山口 道子



上郷
大久保 正幸



二区北
南雲 明夫



住吉
小林 実

朝日中 地区

15 行政区



福田
木村 幹也



新山
齊藤 久芳



よしわら
土田 博光



シンワ
鈴木 進



本郷
須藤 活久



下本郷
伊藤 茂



上本郷
宮本 将彦



一区
倉持 清



二区南
佐々木 茂文

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 上長 飯野 正己	 下小池 福岡 信夫	 上小池 吉田 勉	 寺子 加藤 誠	 実毅 野口 力	 中根 内田 榮
 青宿 長南 栄一	 立ノ越 今井 和美	 中郷東 岩本 信義	 岡崎 佐藤 文夫	竹来中 地区 28 行政区 ←	 筑見 鈴木 実
 曙東 尾崎 勝男	 白鷺団地 出口 豊	 大室 大崎 廣美	 霞台 野口 幹夫	 廻戸 中島 正美	 新町 橋本 久
 塙 栗原 陽子	 石川 中山 文雄	 大形 吉田 修夫	 君島 浅野 修一	 レイクサイドタウン 村木 貞之	 曙南 村野 定雄
 下島津 藤沢 慎一	 上島津 糸賀 道夫	 飯倉二区 岩崎 幸道	 飯倉 小泉 隆司	 上条 細田 一夫	 追原 栗山 和徳
 南平台三丁目 山崎 恭央	 南平台二丁目 高須 泰治	 南平台一丁目 仲川 浩	 竹来 吉田 衛	 掛馬 柳生 盛雄	 南島津 白田 太一

『つながる心 つたわる笑顔』

●まい・あみ・まつり 2023 ●

日時:8月5日(土)・6日(日) 午後3時～9時

メイン会場:まい・あみ・特設ステージ

および まい・あみ・ストリート (通称)

『まい・あみ・まつり2023』のテーマが『つながる心 つたわる笑顔』に決定しました。今月号では、『まい・あみ・まつり2023』の概要と実行委員会の皆さんを紹介します。

『まい・あみ・まつり』は、家族や地域の絆を大切に、人と人とのつながりを通して、潤いと活力のあるまちづくりを目標とする町最大のイベントで、今年で34回目を迎えます。4年ぶりの開催に向け準備に取り組んでいますので、皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

まい・あみ・まつりクリーン3か条

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

楽しいまつりのための約束だよ!



広報協賛金部会



前列左から: 西澤優子 (阿見町役場)、入江政之 (部長=阿見町商工会)、秋元悟 (副部長=阿見町商工会)、横田信子 (阿見町商工会)、横島秋代 (阿見町商工会)

後列左から: 佐藤文夫 (阿見町区長会)、塚原努 (水郷つくば農業協同組合)、柳生智史 (阿見町社会福祉協議会)

本部役員

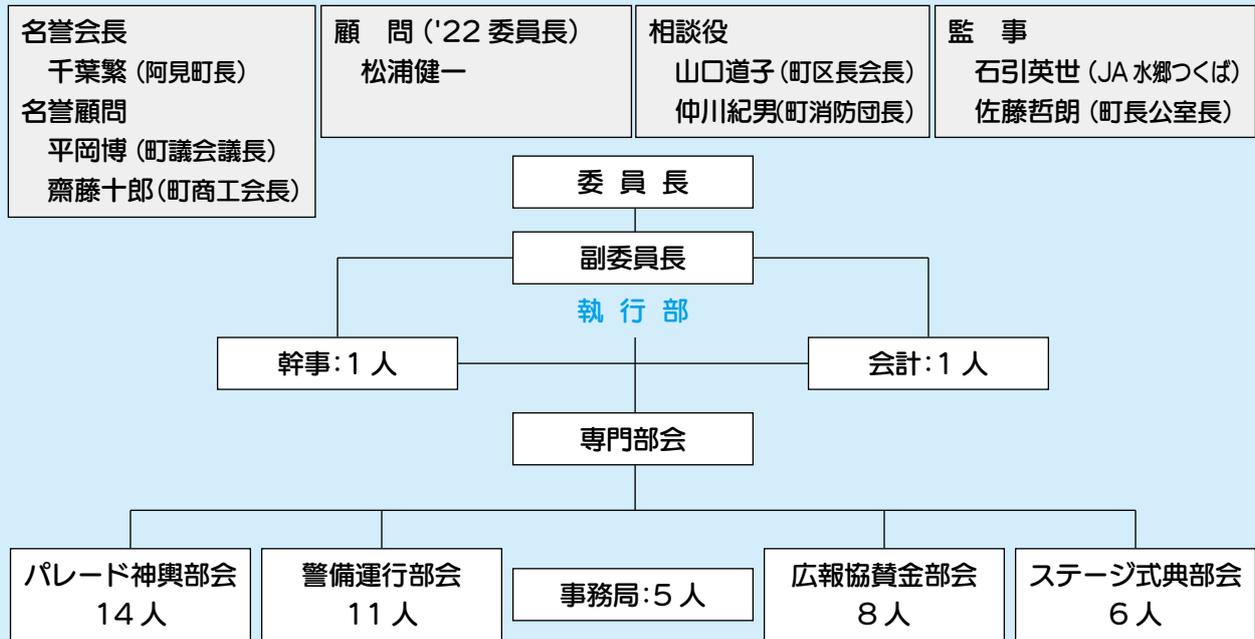


前列左から: 村上力哉 (幹事=阿見町役場)、武埴文明 (委員長=阿見町商工会)、小室秀敏 (副委員長=阿見町商工会)、枝川知歩 (会計=阿見町役場)

後列左から: 塚原稜 (事務局)、本橋大輔 (事務局)、井手陽平 (事務局)、植松洋介 (事務局)

その他: 栗原浩子 (事務局)

●実行委員会組織図●



令和5年4月19日現在



パレード神輿部会

前列左から:野口テル子(天翔如人)、福井優紗(阿見ライオンズクラブ)、小柳望(部長=茨城 YOSAKOI 小柳組)、飯塚昭人(副部長=青宿むつみ会)、阿部真綾(錦織姫(県立医療大学))、飯塚洋一(青宿むつみ会)

後列左から:伊藤三千子(一般応募)、根本順子(天翔如人)、清水直美(桜睦会)、藤間明美(三頭獅子神輿会)、木村恵利子(一般応募)、山崎綾太(東睦)、飯塚順一(阿見神輿連合)
その他:清水健治(阿見神輿連合)

ステージ式典部会



前列左から:中村諒雅(副部長=阿見町金融団)、林田祐樹(部長=一般財団法人霞ヶ浦成人病研究事業団)、川口正晃(副部長=阿見町金融団)

後列左から:岡田英孝(東京医科大学茨城医療センター)、大塚友貴(阿見町教育委員会)、千葉さち子(東京医科大学茨城医療センター)

警備運行部会



前列左から:大槻佳祐(株式会社社ワセキ関東甲信越)、小林寛(副部長=阿見町役場)、石引大介(部長=阿見ロータリークラブ)、宮平和也(副部長=一般応募)、田中雄(一般応募)

後列左から:栗原竜哉(阿見町役場)、相澤剛(阿見町体育協会)、大友尚大(陸上自衛隊関東補給処朝日燃料支処)、村上弘樹(陸上自衛隊武器学校)、藤田満陸(陸上自衛隊武器学校)
その他:若松登(阿見町体育協会)

紹介します！ 令和5年度の

統計調査員さん

令和5年度実施の主な調査

- ▼労働力調査（7月～令和6年2月）
- ▼令和5年住宅・土地統計調査（9月～10月）

阿見中地区 23 行政区



阿見台
笹沼 栄



中郷西
岩月 邦雄



中央西
酒井 一彦



中央東
大谷 隆義



西方
湯原 豊一郎



宿
細田 正



北
湯原 鉄也



西郷
宮本 昌昭



一区南
若林 敏一



三区下
中村 昇



三区上
倉持 克明



鈴木
内海 喜春



中央北
糸賀 忠



中央南
豊島 繁



中吉原
中山 満芳



上吉原
飯塚 勝



大砂
山田 昭一



富士団地
望月 覚



上郷
吉田 茂男



一区北
田中 佳一



二区北
塚原 和弘



住吉
江口 美清

朝日中地区 15 行政区



福田
木村 成美



新山
寺田 達也



下吉原
宇都木 久夫



シンワ
鈴木 進



本郷
鈴木 忠



下本郷
下村 茂



上本郷
宮本 康之



一区
倉持 隆司



二区南
中井 文子

行政区・氏名（敬称略）

●各種統計調査へのご協力をお願いします

 上長 川崎 友一郎	 下小池 登ヶ谷 幹男	 上小池 大澤 清	 寺子 新井 邦夫	 実穀 川田 敏夫	 中根 湯原 一茂
 青宿 山本 學	 立ノ越 川村 誠	 中郷東 増田 榮一	 岡崎 松本 康雄	<p>竹来中 地区 28 行政区 ←</p>	 筑見 高橋 典史
 曙東 尾崎 勝男	 白鷺団地 山本 一男	 大室 吉田 保	 霞台 藤沼 栄二	 廻戸 野口 静男	 新町 吉田 俊一
 塙 田崎 幹雄	 石川 天田 廣司	 大形 渡邊 文雄	 君島 浅野 順一	 レイクサイドタウン 山上 秀一	 曙南 糸賀 士
 下島津 諏訪原 実	 上島津 櫻井 博	 飯倉二区 鈴川 聖一郎	 飯倉 清水 清一	 上条 廣瀬 隆	 追原 大塚 浩
 南平台三丁目 永井 澄恵	 南平台二丁目 武藤 次男	 南平台一丁目 井原 俊英	 竹来 吉田 靖男	 掛馬 柳生 倉夫	 南島津 大久保 卓幸

個人町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（天引き）制度

65 歳以上
の人



税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

65 歳以上の公的年金を受給している人のうち、個人町・県民税（住民税）を納付する義務がある人について、公的年金にかかる個人町・県民税（住民税）を年金から天引きする制度です。平成 21 年 10 月支払い分の年金から導入されました。※個人町・県民税（住民税）は、以下「住民税」といいます

対象者

公的年金の受給者で以下のすべてを満たす人

- ※ 65 歳以上（4 月 1 日現在）である
 - ▼ 公的年金にかかる住民税の納税義務がある
 - ▼ 年額 18 万円以上の老齢基礎年金等を受給している
 - ▼ 介護保険料が公的年金から特別徴収されている
 - ▼ 所得税・介護保険料・国民健康保険税・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えない
- ※ご自身が対象になっているかどうかは 6 月中旬ごろに町から送付する住民税の税額決定・納税通知書でご確認ください。なお、65 歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して給与から天引きする制度となります

徴収される税額

公的年金からは公的年金の所得にかかる税額のみを天引きします。

公的年金以外の所得（給与・不動産など）にかかる税額は年金から天引きはせずに、普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの天引きで納めていただくことになります。

対象となる年金

老齢等年金給付（老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金など） ※遺族年金や障害年金は対象外

徴収方法および税額

新しく特別徴収を開始する年度の徴収方法

上半期（6 月・8 月）：年税額の 4 分の 1 ずつ徴収し、**普通徴収**（納付書または口座振替）で徴収

下半期（10 月・12 月・翌年 2 月）：年税額の 6 分の 1 ずつ徴収し、**特別徴収**（年金からの天引き）で徴収

期別	上半期	下半期
徴収方法	普通徴収（納付書・口座振替）	特別徴収（年金からの天引き）
課税月	第 1 期（6 月）・第 2 期（8 月）	10 月・12 月・翌年 2 月
税額	それぞれ年税額の 4 分の 1 を徴収	それぞれ年税額の 6 分の 1 を徴収

■特別徴収が継続される2年目以降の徴収方法

上半期・下半期ともに特別徴収。

ただし、上半期については、普通徴収（納付書または口座振替）となる場合があります。

期別	上半期（仮徴収）	下半期（本徴収）
徴収方法	特別徴収（年金からの天引き）	特別徴収（年金からの天引き）
課税月	4月・6月・8月	10月・12月・翌年2月
税額	それぞれ前年度の公的年金に係る年税額の6分の1を徴収（※1）	それぞれ年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1

※1 仮徴収は、前年度において本徴収されていた人が対象になります。そのため、前年度の下半期の本徴収がなかった人や、前年度途中で下半期の本徴収が停止となった人などは、翌年度の上半期の仮徴収は行われませんので、普通徴収（第1期・第2期）となり納付書または口座振替により納めていただくこととなりますので、ご了承ください

仮徴収税額が還付となる人

税額は6月に決定しますが、当該年度の税額決定前に仮徴収額（4月・6月・8月）が決定されるため、今年度の税額が昨年度より大きく下がった人などについては、決定した税額が仮徴収の金額よりも少なくなる場合があります。

この場合、実際に年金から仮徴収額が天引きされた後に、納め過ぎとなった差額を還付させていただきます。

還付手続きの通知につきましては、年金保険者から町に納入されたことが確認された月ごとに「過誤納金還付（充当）通知書」を発送させていただくことから、複数回に分かれることがありますのでご了承ください。

特別徴収が中止になる場合

次のような場合には特別徴収が中止となり、普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくこととなります。

- ① 介護保険料が公的年金から特別徴収されないとき
- ② 公的年金から特別徴収されている人が亡くなったとき（普通徴収の納税通知書は、相続の対象となる親族の人へ送付します）
- ③ 所得税・介護保険料・国民健康保険税・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えるとき
- ④ 町を転出し、町の介護保険被保険者でなくなったとき
- ⑤ 住民税の税額が変更となったとき

※④⑤のケース（転出や税額変更があったとき）については、一定の要件のもと、特別徴収が継続される場合があります

個人 町・県民税 (住民税) について

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (内線 151・152・156)

住民税の税率

種類	町民税	県民税	合計
均等割	3,500円(※1)	2,500円(※2)	6,000円
所得割	6%	4%	10%

- ※1 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に基づき、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から令和5年度まで500円が加算されます
- ※2 森林湖沼環境税の導入により平成20年度から令和8年度まで1,000円が加算された額となっています。なお、個人県民税の均等割の税率についても、※1同様、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から令和5年度まで500円が加算されます

住民税が課税されない

均等割も所得割もかからない人

- 生活保護法により生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと204万4千円未満）
- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
 - 控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：
28万円×（本人＋控除対象配偶者および扶養親族の数）＋26万8千円
 - 控除対象配偶者、扶養親族がない人の場合：38万円

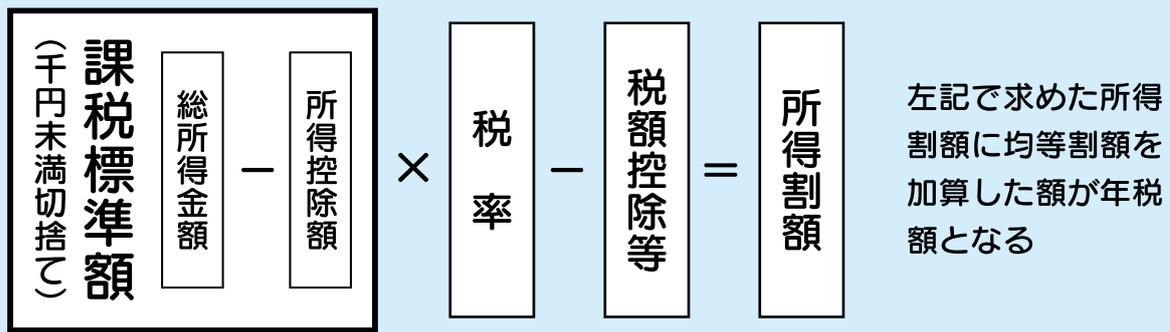
所得割がかからない人

- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
- 控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：35万円×（本人＋控除対象配偶者および扶養親族の数）＋42万円
 - 控除対象配偶者、扶養親族がない人の場合：45万円
 - 所得控除の合計額が総所得金額を上回る人

納期および納税の方法

区分	納期および納税の方法
普通徴収	事業所得者などの人の住民税は、役場から送付する納付書により、6月・8月・10月・翌年1月の年4回の納期に分けて納付していただく方法です
特別徴収	給与所得者の住民税は、給与の支払者が毎月の給与の支払いの際にその人の給与から住民税を天引きし、これを翌月の10日までに町に納入することになっています。これを給与からの特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます
公的年金から特別徴収	65歳以上の公的年金を受給されている人のうち、住民税を納付する義務がある人について、公的年金にかかる住民税を年金から天引きする制度です

税額計算の流れ



所得金額

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費や給与所得控除額などを差し引いたものです。所得が多数ある場合は、それぞれの所得金額を算出し、それらを合計します。

所得控除の主な種類

所得控除は、生活の個々事情（扶養者数、医療費の出費等）を反映させ、個々の事情に合わせた税負担となるよう考慮するものです。

所得控除の区分	内容
医療費控除	前年中に納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に、その支払った医療費が一定額を超えると受けることができる
社会保険料控除	納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他親族の負担すべき社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等）を納めた場合に、その支払った金額について所得控除を受けることができる
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
障害者控除	納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他扶養親族が障害者にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
寡婦控除	納税者が寡婦の要件にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
ひとり親控除	納税者がひとり親の要件にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
配偶者控除	納税者と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下である場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる（自己の所得金額が1千万円を超える場合は対象外）
配偶者特別控除	配偶者控除の適用がない人で、納税者の合計所得金額が1千万円以下であり、かつ配偶者の所得が48万円を超え133万円以下の場合に、自己および配偶者の所得金額に応じて一定の金額の所得控除を受けることができる
扶養控除	控除対象の扶養親族となる人がいる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
基礎控除	納税者の合計所得金額が2,500万円以下の場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる

税額控除の主な種類

税額控除の区分	内容
調整控除	所得税と住民税の人的控除（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するための控除
税額調整	住民税所得割の非課税基準を若干上回る所得を有する人の税引き後の所得金額が、非課税の人の所得金額を下回ることのないように税額を減ずる調整措置
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、一定の算出方法で算出した金額を、翌年度分の住民税所得割額から控除
寄付金税額控除	前年中に都道府県、市町村や特定の団体に2,000円を超えて寄付した場合、一定の算出方法で算出した金額を所得割額から控除

阿見町の給与・定員管理等について

人事課給与厚生係 ☎888-1111(212・741)

1. 総括

① 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和2年度 の人件費率
令和3年度	48,395人	18,514,152千円	1,455,765千円	2,884,040千円	15.6%	12.3%

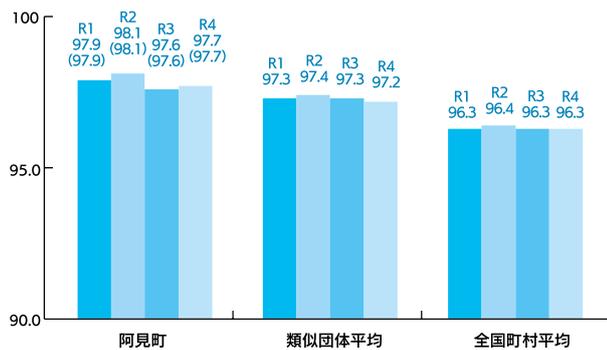
※ 人件費には特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

② 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 V-2 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	298人	1,048,606千円	194,134千円	408,279千円	1,651,019千円	5,540千円	(R3) 5,730千円

※ 1 職員手当には退職手当を含みません。2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用(短時間勤務))及び会計年度任用職員は含んでいません。3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

③ ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



※ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

※ () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

※ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

④ 給与制度の総合的な見直しの実施状況について

▼概要: 国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。 ▼給料表の見直し: 実施 ▼給料表の改定実施時期: 平成27年4月1日

▼内容: 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (各項目とも令和4年4月1日現在)

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

▼ 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
阿見町	41.0歳	298,400円	371,524円	317,281円
茨城県	42.2歳	323,069円	410,509円	365,844円
国	42.7歳	323,711円	-	405,049円
類似団体	41.3歳	303,712円	368,373円	337,556円

▼ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国ベース)
町	*	*	*	*
うち用務員	*	*	*	*
茨城県	56.7歳	309,668円	354,630円	335,602円
国	51.1歳	286,570円	-	328,416円
類似団体	51.8歳	296,760円	327,900円	315,452円

対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース公務員 (C)	年収ベース民間 (D)	C/D
用務員	49.1歳	236,600円	-	*	3,187,900円	-

2 職員の初任給の状況

区分		町	茨城県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	152,700 円	—
	中学卒	139,900 円	143,800 円	—

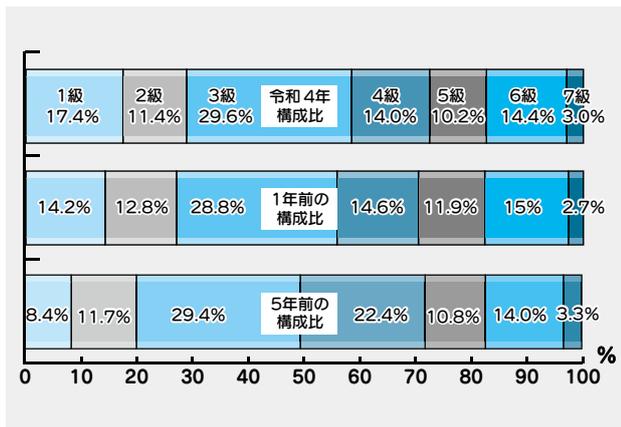
3 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	学歴	経験年数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	270,300 円	312,900 円	358,900 円	386,100 円
	高校卒	*	248,800 円	*	369,400 円
技能労務職	高校卒	該当無	該当無	該当無	*
	中学卒	該当無	該当無	該当無	該当無

- ※1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています（令和元年～令和3年の3ヵ年平均）
 4 技能労務職の民間との比較において、年齢・業務内容・雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 5 年取ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
 6 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は、「*」としています。

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

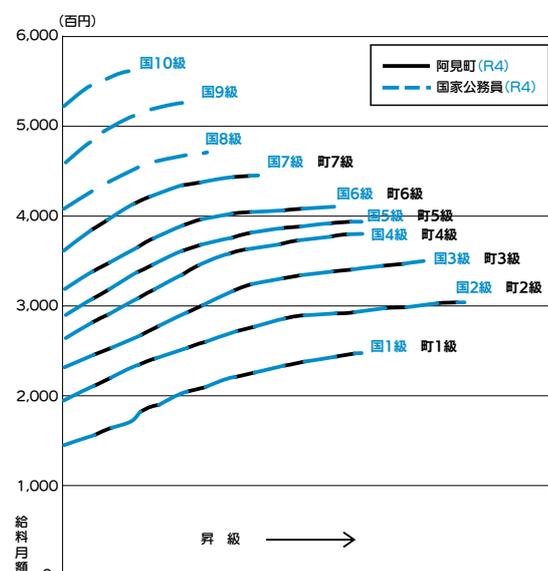
1 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）



区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	41人	17.4%	146,100 円	247,600 円
2級	主事	27人	11.4%	195,500 円	304,200 円
3級	主任	70人	29.6%	231,500 円	350,000 円
4級	係長	33人	14.0%	264,200 円	381,000 円
5級	課長補佐	24人	10.2%	289,700 円	393,000 円
6級	課長	34人	14.4%	319,200 円	410,200 円
7級	部長	7人	3.0%	362,900 円	444,900 円

- ※1 町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2 国との給料表カーブ比較表（行政職（一）） （令和4年4月1日現在）



3 昇給への人事評価の反映状況

令和4年4月2日から 令和5年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分	○	○	○	○
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和3年度）

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

区分	町		茨城県		国	
平均支給額	1人あたり平均支給額 1,425千円		1人あたり平均支給額 1,771千円		-	
令和3年度 支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.55月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)	2.55月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)	2.55月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

○ 勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

② 退職手当（令和4年4月1日現在）

区分	町		国		
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年	
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人あたり平均支給額	1,721千円	22,128千円	-		

（注）退職手当の1人あたり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当 支給なし

④ 特殊勤務手当 支給なし

⑤ 時間外勤務手当

	令和3年度決算	令和2年度決算
支給実績	133,429千円	116,899千円
職員1人あたり平均支給年額	480千円	433千円

（注）時間外勤務手当には
休日勤務手当を含みます。

⑥ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	▼配偶者 6,500円 ▼子 10,000円 ▼特定期間（16～22歳）の加算額 5,000円 ▼父母等 6,500円	同じ	-	23,505千円	226,010円
住居手当	借家：月最高限度額 28,000円	同じ	-	16,043千円	267,387円
通勤手当	▼公共交通機関利用者／定期券代等の実費 月最高限度額 55,000円 ▼自動車等利用者／通勤距離片道2km以上の 場合に距離に応じて 2,000～31,600円	同じ	-	11,974千円	49,686円
管理職手当	▼支給対象職員：部長 65,000円、 課長 40,000円、施設長 30,000円など	異なる	役職における 手当額が異なる	22,530千円	523,953円

（注）管理職手当については、平成16年7月1日から20%削減しています。

5. 特別職の報酬等の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分		月 額		
給料	町 長	722,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 580,800 円	
	副町長	585,000 円	760,000 円 / 522,000 円	
報酬	議 長	369,000 円	499,000 円 / 252,000 円	
	副議長	330,000 円	430,000 円 / 202,000 円	
	議 員	313,000 円	400,000 円 / 174,000 円	
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×550/100		(1期の手当額) (支給時期) 15,884,000 円 毎期毎
	副町長	給料月額×在職年数×310/100		7,254,000 円 毎期毎

※1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

※2 町長給料15%削減、副町長・教育長給料10%削減を平成17年7月1日から実施しています。

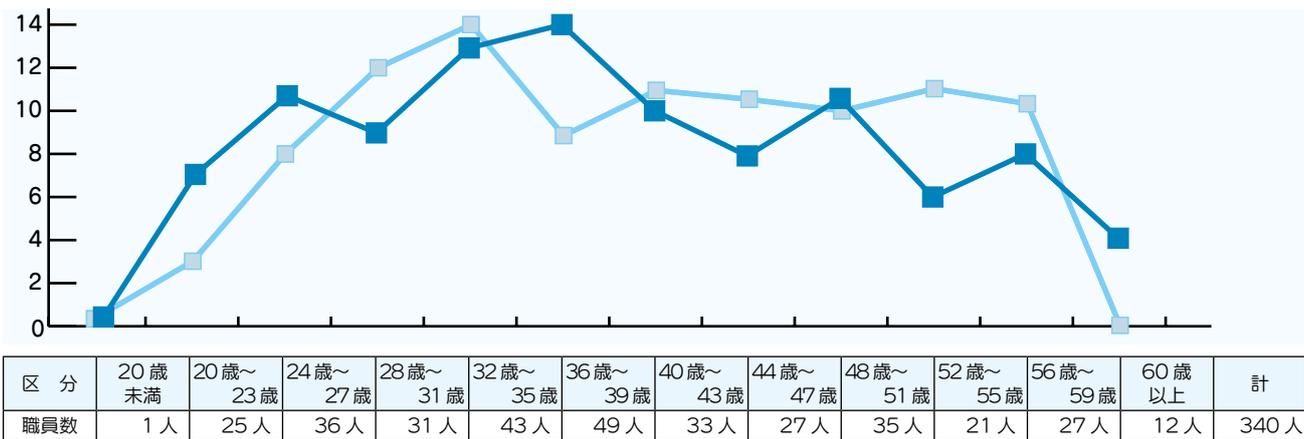
6. 職員数の状況

①部門別職員数と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
部 門		令和3年	令和4年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	84	88	4	DX 推進計画対応、戸籍部門等強化に伴う増
		税	22	23	1	一部事務組合への派遣に伴う増
		民 生	81	86	5	子ども家庭総合支援拠点業務等に伴う増
		衛 生	30	29	▲1	新型コロナワクチン対策室縮小に伴う減
		農林水産	10	10	0	
		商 工	6	7	1	特産品開発事業の強化に伴う増
		土 木	26	28	2	都市計画決定・変更業務の増加等に伴う増
	計	262	274	12	(参考)人口1万人あたり職員数 56.62人 ▼町:56.62人 ▼類似団体:52.42人	
		教育部門	36	38	2	学校給食費収納管理事業等の拡大に伴う増
	小 計	298	312	14	(参考)人口1万人あたり職員数 64.47人 ▼町:64.47人 ▼類似団体:66.17人	
企 業 等	水 道	4	3	▲1	育児休業取得者の復帰に伴う減	
	下 水 道	8	8	0		
	そ の 他	17	17	0		
	小 計	29	28	▲1		
合 計		327 [406]	340 [406]	13	(参考)人口1万人あたり職員数 70.26人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。 2 []内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



③職員数の推移 (注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

部門別	年 度							過去5年間の増減数(率)
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度		
一般行政	274	262	254	248	244	236	38	16.1%
教育	38	36	35	35	33	38	0	0.0%
消防	-	-	-	-	-	-	-	-
普通会計	312	298	289	283	277	274	38	13.9%
公営企業等会計	28	29	28	26	26	24	4	16.7%
総合計	340	327	317	309	303	298	42	14.1%

7. 公営企業職員の状況（水道事業・下水道事業）

①職員給与費の状況

▼水道事業 ア 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	1,053,341千円	28,940千円	26,312千円	2.5%	2.6%

区分	職員数 A	給 与 費				1人あたり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	4人	14,735千円	1,827千円	5,373千円	21,935千円	5,484千円

▼下水道事業 ア 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	1,519,022千円	218,972	37,754千円	2.5%	2.2%

区分	職員数 A	給 与 費				1人あたり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	7人	22,596千円	5,536千円	6,343千円	34,475千円	4,925千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員は含んでいません。

3 給与については、任期付短時間勤務職員（再任用（短時間勤務））の給与が含まれていますが、会計年度任用職員の給与は含まれていません。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	水道事業			下水道事業		
	平均年齢	基本給	平均月収額	平均年齢	基本給	平均月収
阿見町	44.5	284,417	381,173	34.7	274,333	394,646
団体平均	45.5	335,492	501,390	43.9	331,629	493,022

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(注) 支給割合及び加算措置については一般行政職と同じ。

	水道事業	下水道事業
1人あたり平均支給額（令和3年度）	1,343千円	1,313千円

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

	水道事業		下水道事業	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
1人あたり平均支給額	－千円	－千円	－千円	－千円

(注) 1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じ。

2 一般行政職の退職手当の1人あたり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

▼時間外勤務手当（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

	水道事業	下水道事業
支給実績（令和3年度決算）	1,370千円	3,163千円
職員1人あたり平均支給年額（令和3年度決算）	343千円	527千円
支給実績（令和2年度決算）	1,703千円	3,136千円
職員1人あたり平均支給年額（令和2年度決算）	425千円	627千円

▼その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度と 異なる内容	水道事業		下水道事業	
				支給実績 （令和3年度決算）	支給職員1人あたり 平均支給年額 （令和3年度決算）	支給実績 （令和3年度決算）	支給職員1人あたり 平均支給年額 （令和3年度決算）
扶養手当	一般行政職 と同じ	同 じ	－	0千円	0円	943千円	314,467円
住居手当				300千円	300,000円	0千円	0円
通勤手当				87千円	21,822円	349千円	49,870円
管理職手当				0千円	0円	480千円	480,000円



災害に備えて非常用持出袋を準備しよう！

梅雨や台風の季節を迎えます。

6月から10月ごろにかけて、集中豪雨や台風による水害や土砂災害への備えが大切です。

台風等に関する気象情報は、テレビなどによりある程度事前に把握することが可能です。

災害による被害を最小限にするため、日ごろから防災意識を持ち、災害に対する準備や、家庭や地域での連携と助け合いにより、安全を守りましょう。

町が発令する避難情報について

災害の危険が迫った場合、緊急度の段階に応じて、避難指示等の避難に関する情報が発令されますが、避難指示等の対象区域外であっても、危険だと判断した場合は、自主的かつ速やかに避難を行ってください。避難をした結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えでいましょう。

風害や 停電に備えましょう！

風による被害や地震による停電で慌てることがないように、普段から備えておきましょう。

想定される風害の被害

飛来物の直撃、倒木 など

風害対策

台風が来ると聞いたら外出を控える。
飛びそうなものは家の中にしまう、または固定する。

停電への備えと対策

- ・モバイルバッテリー等の電源の準備
- ・懐中電灯や足元灯の準備
- ・ラジオを使って情報収集
- ・食料、飲料水の確保

非常用持出袋の準備

災害に備えて必要なものをすぐに持ち出せるよう、非常持出袋を準備しておきましょう。



必要な物品の例

- 非常食 ○飲料水 ○携帯ラジオ ○懐中電灯 ○ヘルメット ○薬
- 貴重品 ○現金 ○シート ○軍手 ○ろうそく・ランタン
- マスク ○タオル ○体温計 ○ティッシュ ○ビニール袋
- ライター ○アルコール消毒液 ○上着・下着 ○健康保険証のコピー
- 缶切り等マルチツール

※これらのほか乳幼児・要介護者・妊婦のいる家庭など適宜必要なものも用意しておきましょう

防災情報を確認しましょう！

●阿見町防災ハンドブック

町のハザードマップ、平時の備え、避難所の一覧、防災情報の取得の仕方など、防災に必要な情報が記載されている防災ハンドブックをご活用ください。

※阿見町役場、各公民館等、うずら出張所、図書館、さわやかセンター、予科練平和記念館、児童館、福祉センターまほろば、阿見消防署にて配布しております。



【問い合わせ】 防災危機管理課 ☎ 888-1111 (内線 277)

6月5日は「環境の日」です

環境保全・補助金制度のご案内

生活環境課 ☎ 888-1111 (内線 254)

スズメバチ駆除費補助金

町では、町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します（アシナガバチやミツバチ等は対象にはなりません）。

▼対象者

次のすべての要件を満たす人が対象です

1. スズメバチが営巣している町内の土地・建物の所有者、管理者、賃借する個人
2. 阿見町税条例に規定する町税の滞納がないこと

▼補助金

スズメバチの巣の駆除処理 1 件につき、駆除処理に要した費用の 2 分の 1 の額（100 円未満は切捨て）で、上限 15,000 円まで

▼申請方法

スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から 1 か月以内に、必要書類①～④を持参のうえ、生活環境課窓口にて手続きをしてください。

▼必要書類

- ① 補助金交付申請書（申請時に窓口でも記入できます）
- ② 巣の駆除処理に要した費用の領収書の写し
- ③ 巣の駆除前及び駆除後の写真 ※巣の位置により撤去が困難な場合は予め生活環境課にご相談ください
- ④ 申請者の口座番号がわかるもの

子ども会リサイクル環境教育活動

町では、資源物を回収した子ども会に対して助成金を交付しています。環境教育の一環として、子どもたちのリサイクルに対する理解と関心を深めることを目的としています。

▼助成内容：▼回収した資源物に対して 1 キログラムあたり 5 円を乗じた額を補助金として交付（10 円未満切捨て）▼年度内に 3 回の活動分まで

令和 4 年度子ども会による資源物の回収実績 (kg)						
新聞紙・雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	ビン	合計
31,130	150	13,930	1,381	680	32	47,303



▲子ども会リサイクル活動の様子

～リサイクルにご協力いただき、ありがとうございます！～

飼い犬は適正に飼育しましょう！

- 散歩中に「ふん」をしたときは、必ず持ち帰りましょう
- 放し飼いはしないでください。
散歩のときも必ずリード（引き綱）をつけましょう



～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋立て～

注意！あなたの土地が狙われています

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎ 889-0281

昨年、トラック 1 台分の伐採枝木や刈草を道路上や道路沿いの空き地に不法投棄する事案（グリラの不法投棄）が立て続けに発生しております。

町では、私有地に不法投棄されたごみを回収することはできないため、不法投棄等の行為者が不明、もしくは撤去しない場合は土地所有者や管理者が自ら処分することになってしまいます。空き地、山林、休耕地など、人の目が届きにくい土地は、特に狙われる傾向があります。

また、悪質な業者等から遊休地等の土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを短期間で大量に埋め立てられてしまう事案も発生しています。こうした被害を防ぐためには、「土地の有効活用の話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

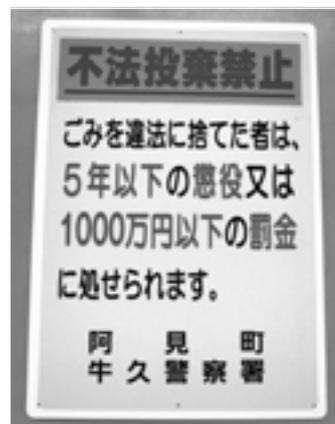
不法投棄・不適正残土埋め立ての防止対策

- 近隣にお住まいの方と協力し合い、不審者や見慣れない車などに目を光らせ、情報を共有する。
- 敷地周囲に柵、ネット、ロープなどの囲いを設け、侵入防止策をとる。
- こまめに足を運び状況確認を行う。
- 草刈りや枝払いをして視界を広くし、清潔にする。
- 土地の有効活用の話があっても、安易に土地を貸さない。
- 自分だけで判断せず、周りに相談する。
- 必要な許可を受けているか等、不審な点は市町村や県に相談する。
- 相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる。
- 契約は、内容を理解したうえで、必ず書面で結ぶ。



▲令和 4 年の不法投棄現場

※右の「不法投棄禁止看板」等の看板が必要な人は、廃棄物対策課までお問い合わせください



野焼き・不法投棄・大量の土砂の埋め立て等を見つけたら不法投棄 110 番 (☎ 0120-536-380)へ

- ▽受付時間：平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分です。※受付時間外は牛久警察署まで。
- ▽お問い合わせ：▼牛久警察署：☎ 871-0110 ▼県廃棄物規制課：☎ 029-301-3035
- ▼町廃棄物対策課（霞クリーンセンター内）☎ 889-0281

※茨城県では、産業廃棄物の不法投棄や残土の不適正処理事案の早期発見に資するため、「不法投棄等情報提供報奨金制度」を実施しております。

- 茨城県に対し、事案の解決（廃棄物の撤去等）に特に貢献する情報を提供した方が対象となります。
- 1 事案あたり 1 万円を基本とし、事案解決にかかる通報の重要性・貢献度等を考慮し決定します。

- 茨城県ホームページ内の報奨金制度照会ページも御覧ください

ホームページはこちら▶



徘徊高齢者家族支援サービスを ご活用ください

高齢福祉課では、徘徊等の緊急時に迅速に対応できるように、徘徊がみられる在宅の高齢者を介護しているご家族に対して、GPS 発信機の貸与や QR コードシートの配付を行っています。



■高齢者の徘徊の原因と家族の心構え

徘徊は、認知症の症状の一つです。認知症は、さまざまな原因で脳の動きが悪くなり、記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態です。

認知症の人の外出の多くは、ご本人なりの目的や理由があるとされています。そのため、ご家族は認知機能の程度によらず徘徊する可能性があること、徘徊はいつ発生するか分からないことを意識しておく必要があります。また、事前に以下の対策をすることも有効です。

1. GPS 発信機や QR コードシートを利用する
2. 介護サービスを利用する
3. 本人に外出時の行先や理由を聞いておく
4. 服や持ち物に名前や住所を書いておく
5. 近所の人やよく立ち寄る場所、交番等に本人が一人で歩いていたら家族に連絡してもらえるように伝えておく

■もしも徘徊してしまったら…

緊急通報（110 番、119 番）を行うと、緊急通報を行った場所に関する位置情報が緊急通報受理機関に自動的に通知され、おおよその居場所が特定できます。（携帯電話の機種によっては対応しておらず、居場所が特定できない場合があります。）徘徊している人が携帯電話をお持ちの場合、警察や消防に電話連絡するように連絡してください。

重要なのは「早期届出」と「早期搜索開始」です。行方不明になってから時間が経過してしまうと、発見率が大幅に低下します。気づいたらすぐに警察に通報し、周囲に搜索の協力を求めてください。

■徘徊高齢者家族支援サービス

<対象者>

阿見町に住民登録がある 65 歳以上の徘徊がみられる高齢者を介護している家族・介護者の人
※医療機関に入院している人や施設に入所している人は対象外です。

① GPS 発信機貸出

本体を徘徊がみられる高齢者に携帯させることで、当該高齢者の位置情報をインターネット経由、コールセンターへの電話問い合わせにより検索できます。また、事業者現場急行をお願いすることもできます。
⇒利用決定を受けた人に、GPS 機器本体・充電器・バッテリーを貸与



GPS

② QR コードシート配布

普段身につける物（財布、杖、衣服など）に QR コードシールを貼り付けておくことで、警察や通行人が当該高齢者を発見した際に QR コードシールを読み取るとコールセンターの連絡先と ID が表示されます。
⇒利用決定を受けた人に、QR コードシート（シールタイプ 36 枚組）を 1 枚配布



QRコードシール(見本)

<負担金>

利用料金はかかりません

※ただし、GPS 発信機は貸与になりますので、紛失・破損した場合の交換費用（11,000 円）や QR コードシートの追加購入費用（1,100 円 / 枚）は個人負担となります。

<申し込みに必要なもの>

- ・利用申込書（窓口にて） ・徘徊高齢者の顔写真と全身写真（それぞれ 1 枚ずつ）
- ・申請者本人と徘徊高齢者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、介護保険証等）
- ・緊急連絡先（家族等） 2 人程度

【問い合わせ・申込先】 高齢福祉課高齢福祉係 ☎ 888-1111（内線 142・144・743）

手続きを
お忘れなく!

児童手当制度

6月は現況届の提出時期です



子ども家庭課 ☎ 888-1111 (内線 119)

児童手当制度の目的

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて15日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

支払月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

支給額

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

▼第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち、3番目以降の子を指します。

▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりません。養育している子とみなします。

所得制限

扶養親族数	①所得制限額	②所得上限限度額
0人	6,220,000円	8,580,000円
1人	6,600,000円	8,960,000円
2人	6,980,000円	9,340,000円
3人	7,360,000円	9,720,000円
4人	7,740,000円	10,100,000円

①児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額は児童の年齢に関係なく5,000円となります（特例給付区分）

②児童手当制度の改正により、令和4年10月支給分から特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられています※所得上限限度額を超える所得のある方は、手当の支給がされなくなりますのでご注意ください。
※所得の制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません。

現況届の提出

児童手当を阿見町から受給している人は、毎年6月に受給者および配偶者の所得や児童の養育状況などの現況を町で確認させていただきます。5月分まで手当を受給していた提出対象者には、6月中旬に『児童手当・特例給付 現況届』を送付しますので、同封の案内を確認のうえ下記へ提出してください。『児童手当・特例給付 現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降（10月期以降）の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※児童手当制度の改正により、令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出が原則不要となりました。ただし、受給者と児童が別居している場合や施設等受給者など、引き続き現況届の提出が必要な場合もありますのでご了承ください（提出対象者には、例年どおり現況届を送付します）。

▼提出書類：児童手当・特例給付 現況届

▼令和5年1月2日以降に阿見町へ転入した場合：令和5年1月1日現在の住所地をご記入ください

▼児童と別居している場合：『児童手当・特例給付 別居監護申立書（対象者には封入して送付します。封入されていなかった場合は子ども家庭課窓口でご請求ください）』

▼提出期限：6月30日（金）※土・日を除く

▼提出先：役場1階子ども家庭課

～令和5年4月に施行されました～



こども基本法をご存知でしょうか？

こども家庭課 ☎ 888-1111 (内線 118・119)

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法はこうした社会を目指してこどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律です。



こども基本法の「こども」の定義：18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。

基本理念

1

すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2

すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3

年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4

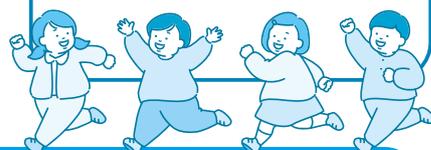
すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのために最もよいことが優先して考えられること。

5

子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



こどもや若者の声を聴きながら、すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会にしていきます。

「子どもの権利に関する条約」について知っておこう！

この条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締約している世界的な条約です。18歳未満の児童（こども）を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会ホームページ) は [こちら](#)



医療福祉

ご存じですか？ 医療福祉費(マル福)制度

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (内線 134・135)

町に住所があり、各種健康保険に加入していて、左記の対象になる人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者について所得制限があり(小児を除く)、基準を超えた人は対象から除かれます。また、生活保護を受けている人も対象外です。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含みます

対象となる人

●小児

0歳～18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで

●重度心身障害者

身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害により、身体障害者手帳

3級の交付を受けている人

療育手帳(判定A以上)の交付を受けている人

療育手帳(判定B)および身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている人

特別児童扶養手当1級の支給対象の人

障害基礎年金1級に該当する障害年金を受給している人

精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

※65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度への加入が要件となります

●母子(父子)家庭

配偶者のいない女性(男性)とその子(現に監護している場合のみ。子の18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満【要件あり】)

●妊産婦

母子保健法に基づき妊娠の届出をした人(妊娠届出月の初日から出産月の翌月の末日まで)

●マル福の申請

国保年金課窓口へ左記のものを持参し申請してください。該当の場合マル福受給者証を交付します。なお年に1回更新があります(妊産婦を除く)。

●持参するもの

●本人確認書類(運転免許証等) ●健康保険証 ●印鑑 ●18歳までの人は保護者の金融機関の口座番号のわかるもの ●重度心身障害者に該当の人は身体障害者手帳・療育手帳・特

別児童扶養手当証書・障害年金証書・精神障害者保健福祉手帳等

●妊産婦に該当の人は母子健康手帳・妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの

●転入等により、町で所得の確認ができない人は住民税課税証明書等(源泉徴収票不可)

●住民税課税証明書等は「総所得・扶養人数・所得控除」の記載されたものです。対象者により必要な年度が異なります

●県内の病院にかかる場合

健康保険証等とマル福受給者証を医療機関等の窓口に表示してください。

●窓口での自己負担

●外来の場合:医療機関ごと

に1日600円、月2回を限度に自己負担となります。保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

●入院の場合:1日300円、月3000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

●重度心身障害者のマル福に該当する人は自己負担金はありませ

●町からの助成

18歳までの人は、医療機関の窓口で支払った外来および入院自己負担金を町が独自に助成します。外来自己負担金が600円未満の場合には、外来自己負担金支給の申請をしてください。

●県外の病院にかかる場合

●マル福受給者証は、県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日指定口座に振り込みます。

●いついつな届出

左記の場合、国保年金課窓口へ届出が必要になります。

●住所や氏名が変わったとき

●健康保険証が変わったとき

●身体障害者手帳・療育手帳・障害年金・精神障害者保健福祉手帳の等級や判定に変更があったとき

●交通事故等の第三者行為で病院にかかるとき

●小児マル福の一部に、防衛省から交付される特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しています

6月4日～10日は

歯と口の健康週間

です



健康づくり課【総合保健福祉会館（さわやかセンター）内】 ☎ 888-2940

歯と口腔の健康は、食べ物をかむ、飲み込む、おいしく味わう、会話を楽しむなど、生活の質に大きく関わっています。そのため、生涯にわたって、むし歯と歯周病を予防し、歯を残すことと共に口腔機能を維持することが必要です。

むし歯を予防しましょう

「むし歯」は、口の中にいるむし歯菌が、食べ物や飲み物に含まれる糖分から酸を作り出し、その酸によって歯が溶けた状態のことをいいます。口の中のむし歯菌を増やさないようにすること、歯を溶かす酸をつくりにくい生活習慣、むし歯になりにくい歯をつくることで予防できます。

▼歯みがき

むし歯予防には、「食べたら歯みがき」が基本です。歯ブラシ以外にも、歯と歯の間の掃除には、デンタルフロス（糸ようじ）や歯間ブラシを活用しましょう。歯や歯ぐきの状態をよく観察し、痛みや出血、腫れなどの気になる症状がある場合は歯科受診しましょう。

▼定期的な歯科検診

かかりつけ歯科医を持ち、検診や口腔ケアを受けることが大切です。自分に適した歯のみがき方、歯間部の掃除の仕方を教わることもお勧めです。幼児期には定期的にフッ素塗布を受けましょう。

「噛ミング30（カミングサンマル）運動は食事を1口食べたら30回噛むことを目標にしています。よく噛むことで唾液が多く分泌され、むし歯の予防になるだけでなく、食べ物がのどにつまってしまうことを防ぐ効果もあります。1口30回噛むことで健康で安全な食事をしてみましょう。

歯周病を予防しましょう

「歯周病」は、歯周病菌によって、歯を支える歯ぐきや骨が壊されていく病気です。重症化すると、やがて歯が抜け落ちてしまうこともあります。また、歯周病は全身に悪影響を及ぼします。年齢とともに、口の機能が低下し、歯周病を引き起こしやすくなります。生活習慣を改善することで歯周病を予防することができます。

▼禁煙

喫煙や受動喫煙は、歯周病の原因となったり、重篤化させたりします。

▼生活習慣の見直し

歯周病と肥満、動脈硬化、糖尿病等は関連しています。

▼ストレスの解消

過度のストレスや体調不良があると、体の抵抗力が低下します。歯周病菌に対する抵抗力も低下するため、歯周病を引き起こしやすくなります。

「8020（ハチマルニイマル）運動」「6424（ロクヨンニイヨン）運動」をご存じですか？
国では、「80歳になっても20本以上自分の歯を保ちましょう」という運動を推進しています。「6424」とは、茨城県独自の中間目標で、「64歳で24本以上の歯を保ちましょう」と「むし歯にしない」の意味が込められています。「生涯自分の歯で噛む」ことを目指しましょう。

歯のなんでも電話相談が開催されます

歯に関する悩みや質問を無料で相談することができます。ぜひご利用ください。

[日時] 6月11日（日）午後1時から4時 [受付電話番号] ☎823-7930
[回答者] 歯科医師（6人） [相談料] 無料 [主催] 一般社団法人 茨城県保険医協会

熱中症 に気をつけましょう

▼熱中症とは

高温多湿な環境に長くいることにより、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまった状態をいいます。熱中症になると、めまい・頭痛・吐き気・身体のだるさ等の症状が現れ、ひどいときには意識障害や死に至ることもあります。

▼熱中症は、環境・からだ・行動の3つの要因によって引き起こされる危険性があります。

<環境> 気温が高い、湿度が高い、風が弱い

<からだ> 高齢者や子ども、二日酔いや寝不足、脱水状態

<行動> 激しい運動、屋外作業、水分補給できない

▼感染防止のためのマスク着用により、皮膚から熱が逃げにくくなったり、気づかぬうちに脱水になるなど、熱中症の危険性が高まります。

▼高齢者や子どもの熱中症対策

高齢者や子どもは熱中症になりやすく、重症化しやすい特徴があります。対策をしっかりすることが重要です。

<高齢者> 暑さに気づきにくいことや暑さで高くなった体温を逃がしにくいなどの理由から熱中症になりやすいです。エアコンを適切に使用したり、部屋の温度を確認しましょう。また外に出るときは日傘を使用することで体温が上昇するのを防ぎましょう。

<子ども> 体温を調整する機能が未熟なため熱中症になりやすく注意が必要です。日を遮るための帽子の着用や遊びの途中でもこまめな水分補給が大切になります。

元気アップ!りいばらき を使って健康づくりに取り組みましょう!

ウォーキングや健診の受診、減塩、禁煙など、アプリ内で県が指定する健康づくりの取組によりポイントが付与されます。ポイントを集めると協賛店の特典や、県産品などが抽選で当たります。楽しみながら健康づくり習慣を始めましょう!

「元気アップ!りいばらき」をインストール



Android 用



iOS (iPhone) 用

▼阿見町限定の景品 (先着)

- ① 2,000 ポイント貯める
- ② 町や職場の健診、人間ドック等でがん健診※1を1つ以上受ける。
※1 胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診のいずれか

健康づくり課窓口で、アプリ画面で2,000ポイントの確認と、今年のがん検診受診状況が確認できるもの(結果等)を提示して記念品を受け取る



【問い合わせ先】 健康づくり課【総合保健福祉会館(さわやかセンター)内】 ☎ 888-2940

不妊治療費助成事業 ・不育症治療費助成事業のご案内

■不妊治療

茨城県の助成を受けた方が対象となります。なお、令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに終了した治療が対象となります。

※茨城県の申請期限は令和5年6月30日（金）までとなっております。

▼対象となる治療

保険適用外の体外受精・顕微授精・男性不妊治療

▼助成回数

※治療開始日の妻の年齢が43歳未満の人が対象です
初回申請の治療開始日が39歳までの人 通算6回
初回申請の治療開始日が40歳～42歳の人 通算3回

▼対象者

次の全ての要件に該当する方

- 1 夫および妻のいずれもが特定不妊治療終了日および申請時点で、町内に一年以上住所を有する
- 2 夫および妻のいずれもが、町税を滞納していない
- 3 県不妊治療助成事業（県実施事業）の補助金交付決定を受けていること

■不育症治療

▼対象となる治療

保険適用外の不育症の検査および治療

▼助成回数

1年度あたり5万円を上限に1回助成（通算5回まで）

▼対象者

申請日時点で法律上の婚姻関係をしている夫婦で、次の全ての要件に該当する方

- 1 2回以上の流産等により、医師に不育症と診断されている
- 2 不育症検査および治療の終了した日および申請日において町内に1年以上住所があり、以降も1年以上引き続き町内に住所を有する意思がある
- 3 国民健康保険・社会保険等の健康保険に加入している
- 4 町税を滞納していない
- 5 前年の所得（1月から5月までの間に交付申請を行う場合は、前々年の所得）の合計額が730万円未満

申請の詳細につきましては、健康づくり課にお問い合わせください。

たばこの害は周囲の人にも影響します

たばこに含まれる有害物質を吸うことにより、発がん率の上昇や呼吸器疾患、生活習慣病の発症などのリスクが高まります。

また、「別室で吸う」「換気をする」などの分煙では完全に受動喫煙を防ぐことは難しいです。洋服や家具などに有害物質が付着してしまいます。受動喫煙はたばこを吸っている本人と同様に、せきやたん、気管支喘息などを引き起こします。禁煙を目指しましょう。

5月31日から6月6日は「禁煙週間」です。



【問い合わせ先】 健康づくり課 保健予防第一係 【総合保健福祉会館内】 ☎ 888-2940

空き家バンク制度

～住まなくなった家、登録しませんか～

都市計画課 ☎ 888-1111 (内線 232)

町では、空家等の有効活用を通し、良好な住環境を維持することにより、町への定住促進および地域活性化を図るため、空き家バンク制度を運用しています。空家等をお持ちの人や、売却をご検討している人は、ぜひご登録ください。その空家等は誰かにとって必要な家かもしれません。

空き家バンクとは

町内に活用されていない空家等をお持ちの人で、「売りたい」「貸したい」人に物件を登録していただき、町内への定住等を目的として空家等を「買いたい」「借りたい」という人へのマッチングを行う制度です。
※町では、登録された空家等情報を利用登録者に提供しますが、物件の交渉や契約等については、媒介業者を通して契約行為を行っていただきます。また、すべての空家等物件が登録できるわけではありませんので、詳細は都市計画課へお問い合わせください



【媒介業者の選択】

空き家バンク制度登録時に、媒介業者の選択をお願いしています。下記のホームページを参考にいずれかの協会をお選びください。

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会



公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部



浄化槽・汲み取りをお使いの方で下水道へ切り替える場合 工事費の一部に対して補助金が交付されます！

現在、浄化槽や汲み取りをお使いになられている方で、新たに「公共下水道」または「農業集落排水」に切り替えを行う場合、宅地内の接続工事費の一部に最大 35 万円の補助金が交付されます。

また、令和 5 年度から「住宅リフォーム（増改築等）」や「建て替え」に伴い、浄化槽や汲み取りから下水道へ切り替える場合につきましても補助金の対象となりましたので、この機会にぜひ公共下水道や農業集落排水に接続をお願いします。

ご不明な点や補助要件、制度内容等につきましては、上下水道課までお問い合わせください。

上下水道課 ☎ 889-5151

▼実施期間：平成 30 年～（終了時期は未定）

▼補助内容：公共下水道または農業集落排水の接続工事に係る宅地内配管工事費

▼補助対象：現在、浄化槽や汲み取りをお使いになられている方で、新たに公共下水道や農業集落排水に接続される方（新築の方、町税等に滞納がある方は対象外となります）

▼補助金額

▽ 65 歳以上または 18 歳未満の方がいる世帯で、町県民税の世帯課税対象所得※が 348 万円以下の場合は、補助対象工事の全額で上限 35 万円（拡充分）

▽ それ以外は補助対象工事の半額で上限 4 万円

※町県民税の世帯課税対象所得：所得から社会保険料や基礎控除、扶養控除などを引いた金額（課税対象所得）について、世帯全員分を合算したものです

▼課税対象所得の確認方法

①町・県民税（住民税）が給与からのみ天引きの方：勤務先から 5～6 月ごろ配付される「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「課税標準」に記載された金額になります

②町・県民税（住民税）を年金から天引きされている方または納付書や口座振替で納めている方：町から 6 月ごろ郵送される「町民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」の「課税標準額の明細」に記載された金額になります

③上記の書類が見当たらない方：「補助金の事前調査に関する同意書」を町上下水道課にご提出いただければ、町で補助対象かどうかの確認を行い、結果をご連絡します。所得証明書でもご確認いただけます

▼課税対象所得の注意事項

4～6 月に申請の場合は前年度、7～翌年 3 月に申請の場合は今年度の町県民税世帯課税対象所得で判断します

▼補助の流れ

補助申請→申請の確認→決定通知→工事→実績報告
→実績報告の確認→確定通知→補助金支払

▼補助申請に必要な書類

▽すべての方に必要なもの

- ①町公共下水道接続工事費補助金交付申請書または町農業集落排水設備設置工事費補助金交付申請書
- ②排水設備計画（確認・変更）申請書の写し
- ③町税の納税証明書
- ④補助対象工事に係る見積書の写し
- ⑤補助対象工事前の写真（すでに公共下水道または農業集落排水施設に接続されているものではないことがわかるもの）
- ⑥建築物が申請者の所有でない場合にあっては、当該建築物の所有者の承諾書

▽拡充分を申請する方に必要な書類

- ⑦申請者および申請者と同一の世帯に属する方の所得証明書または非課税証明書
- ⑧申請者の属する世帯の住民票
- ⑨世帯構成員の状況

※③⑦⑧は住民票、納税・課税状況について、町で確認することにご同意いただければ、提出を省略することができます（他市町村在住者除く）

▼実績報告に必要な書類

- ①阿見町公共下水道接続工事費補助金実績報告書または農業集落排水設備設置工事費補助金実績報告書
- ②排水設備工事完了届の写し
- ③補助対象工事に要した経費に係る領収書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）
- ④補助対象工事施工中または完了後の写真（接続したことが分かるもの）

▼注意事項

▽申請書等は町ホームページからダウンロードできます▽補助申請前に工事を行ってしまうと補助対象になりませんのでご注意ください▽補助申請時・実績報告時には敷地に立ち入り、現地確認を行います▽予算の範囲内の補助ですので予算がなくなり次第終了になります

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <https://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎ 891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

予科練平和記念館の収蔵資料紹介③

5月号では、乙種第7期飛行予科練習生卒業アルバム「雛鷺の頃」の写真とともに、昭和11年(1936)4月から9月までの出来事を紹介しました。今月号では、昭和11年10月から昭和12年(1937)1月まで紹介します。

昭和11年10月10日

亡くなられた航空兵の慰霊祭、慰安会が行われました。

昭和11年10月28日

この日から、辻堂演習が行われました(31日まで)。

昭和11年11月5日～14日

この期間、実際に戦艦等に乗艦し、訓練を行う艦務実習が行われました。この時の実習艦は「比叡」でした。

昭和11年12月8日

この日から、前期試験が始まりました(12日まで)。

昭和11年12月14日

チフスの予防注射が行われました。

昭和11年12月30日

この日から、冬期休暇が始まりました(昭和12年1月9日まで)

昭和12年1月14日

長官の前で整列や行進を行う観兵式が行われました。

昭和12年1月23日、28日

23日は「満洲、ソ連(現ロシア連邦)国境視察談」、28日は「上海事変について」という内容で講話が行われていました。



▲ 辻堂に向かう練習生たち

辻堂演習とは

現在の神奈川県藤沢市付近の辻堂にて行われた野外演習です。辻堂の海岸に海軍の演習地があり、そこで行われました。予科練習生たちは演習の期間中、脚絆(ゲートル)をつけ、銃を背負い、陸戦隊の姿で行っていました。演習では、陸戦や夜戦等様々な訓練を行い、また、曲射弾や発煙信号、機銃などの兵器も使用し、実弾射撃も行われていました。そして、これらの演習の様子がアルバムに収められています。

今月号では、アルバムに収められている写真の中から「辻堂に向かう練習生たち」と「実弾射撃」の様子の写真を掲載しています。

来月号では、昭和12年2月から7月までを紹介いたします。



▲ 実弾射撃

学芸員のつぶやき

6月10日は阿見大空襲の日です。昭和20年(1945)6月10日に阿見町内の海軍施設を狙って投下された爆弾は、周辺の多くの建物にも甚大な被害を与え、300人以上が亡くなりました。当日、当館は無料開館日になります。78年前の6月10日、阿見町で何が起きたのか。当館の展示を通して知っていただくと幸いです。



▲ ホームページ



▲ 公式Twitter



▲ 公式Facebook

募 「まい・あみ・まつり 2023」 出演者募集

●ステージ式典部会

- ▼①マイアミフェスⅠ
- ②マイアミフェスⅡ・Ⅲ

内容

- ①中学生以下のキッズによるステージパフォーマンス
- ②高校生以上によるステージパフォーマンス
- ※1組5分以内、進行上バンド等の準備時間を要するものは不可

対象 町内に教室、スタジオ、事務所を有する団体。個人の場合は、町内に在住している人

参加料 1人300円 ※未就学児を除く

▼相撲企画

内容 二所ノ関部屋の親方と力士が来場。二所ノ関部屋の魅力が盛りだくさんの交流ステージを行います

対象 町内在住の小学生以下のお子様



▼その他（共通）

- ・申込多数の場合は抽選となります
- ・参加賞あり
- ・出演者用駐車場のご用意はございません。一般駐車場、シャトルバスをご利用ください
- ・企画は検討、調整中のため、変更または中止となる場合があります

申込方法 6月16日（金）までに電話または直接下記に申し込む（土・日を除く午前9時～午後4時）

町まい・あみ・まつり実行委員会事務局 ☎ 888-1111 (303)



〈広告欄〉

うちの子「結婚」しないのかしら？
独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎029-835-3751

結婚相談所ムスベル

《まるごとコミコミ25坪プラン》

外壁塗装パック! 安心 **539,000円** (税込)

●バックプラン●
 仮設足場及びシート/高圧洗浄/雨樋・破風板及び軒裏
 バルコニー床防水塗装/雨樋中がみ修理 含む

完全無料のお見積りをご依頼。ご相談はごちさ!

株ネロ・デザイン 稲敷郡阿見町古原2011-4

☎029-888-6119

募 「慰霊巡拝」 参加者募集

政府では、さきの大戦で亡くなられた人の慰霊巡拝を実施しています。

参加対象者は、戦没者の配偶者（再婚した人を除く）・父母・子・兄弟姉妹および参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪で、県内在住の健康状態が良好な人です。

日程等の詳細は下記までお問い合わせください。

実施地域 ▼インド ▼フィリピン ▼マーシャル諸島 ▼硫黄島等

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、実施地域によっては慰霊巡拝を中止する場合があります。

☎ 社会福祉課社会福祉係 ☎ 888-1111 (162)

お知らせ ご存じですか？ 高次脳機能障害

事故や転落による頭部外傷や、脳卒中等の病気で倒れた後に「新しいことが覚えられない」「人が変わった」「今までと違う」等感じたら、高次脳機能障害かもしれません。

高次脳機能障害は外見からはわかりづらく、周りから見過ごされたり、本人も気づかないことがあります。

茨城県高次脳機能障害支援センターでは専任の支援コーディネーターによる相談を行っています。どうぞお気軽にご相談ください。

☎ 茨城県高次脳機能障害支援センター ☎ 029-887-2605

※平日午前9時～午後5時



募 「社交ダンス無料体験講座」 参加者募集

これから社交ダンスを始めたい人にピッタリの講座です。

日時 6月21日(水) 午前11時～午後1時

場所 本郷ふれあいセンター多目的

ホール

料金 無料

申込方法 開講日に直接会場で申し込み

☎ 町スポーツ協会ダンススポーツ部：只野 ☎ 090-7925-7703



募 令和5年度茨城県障害者スポーツ大会「団体競技・レクリエーション競技」の申込について

令和5年度茨城県障害者スポーツ大会「団体競技・レクリエーション競技」の参加申込を6月5日(月)～7月12日(水)の期間で行います。

申込方法等の詳細については、県障害福祉課ホームページに掲載いたしますので、ご確認の上、町社会福祉課、施設、特別支援学校あてにお申し込みください。

☎ 県障害者スポーツ・文化協会 ☎ 029-301-3375

☎ 029-301-3378



募 国家公務員 一般職試験(高卒者試験)、一般職試験(社会人試験(係員級))

人事院は2023年度に次の国家公務員採用試験を行います。

受付期間 6月19日(月)～28日(水)

第一次試験日 9月3日(日)

※申し込みはインターネットにより行ってください。

☎ 人事院関東事務局 ☎ 048-740-2007



募 「さわやか将棋大会」 参加者募集

日時 6月11日(日) 受付：午前9時から

対局：午前10時から 解散：午後4時

場所 中央公民館2階和室

参加費 1000円(昼食含む) 年会費 1000円

賞品 A・B・Cクラス別 各1位～3位まで、BB賞あり

☎ 阿見棋友会：江口 ☎ 080-4632-2516

〈広告欄〉

<p>安心して暮らせる住まいづくり</p> <p>住まいのことなら 美都住建へ</p> <p>～自分らしい生活～ 介護住宅改修 <small>○全棟階段を上手に使う ○手摺付、バリアフリー</small></p> <p>～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 <small>○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのない家</small></p> <p>●新築住宅に関する事は 美都住建 へ</p>	<p>リフォーム・不動産の事なら</p> <p>住まいのことなら LIXILリフォームショップ</p> <p>茨城県知事免許(第)第5548号</p> <p>有限会社 美都の和</p> <p><住まいの相談室> トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など</p> <p><不動産のご相談> 土地・建物・売買・仲介・管理</p>
<p>建築業特許免許(給-04)第22375号</p> <p>(株)美都住建 【本社】阿見町実験1283-10 TEL.029-842-7196 【阿見店】阿見町中央1-5-32</p>	<p>【本店】牛久市南4丁目45-45 TEL.029-874-2118</p> <p>【阿見店】阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200</p>

<p>介護用品・福祉用具のレンタル、販売</p> <p>高齢者向け住宅改修工事請負</p> <p>株式会社 樹里 介護事業部</p> <p>〒300-0333 阿見町若栗1766-3 TEL:887-3421 FAX:887-3422</p> <p>介護保険指定事業者番号 0873800502</p> <p>当社の福祉用具専門相談員がおお客様のご質問、ご相談に応じます。</p>	<p>一般家庭用家具から オーダー家具まで</p> <p>家具の店 樹里</p> <p>TEL:887-3421 FAX:887-3422</p>
---	---

稲敷地方広域市町村圏事務組合『令和5年度予算』と『消防ミニ白書』

稲敷地方広域市町村圏事務組合は、阿見町、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村の7市町村で構成する一部事務組合です。

▼令和5年度一般会計予算

(単位:千円,%)

歳入			歳出		
項目	予算額(千円)	構成比(%)	項目	予算額(千円)	構成比(%)
分賦金・負担金	3,968,366	90.7	議会費	3,518	0.1
使用料・手数料	7,224	0.2	総務費	70,984	1.6
国庫支出金	14,000	0.3	消防費	4,038,968	92.4
県支出金	5,700	0.1	公債費	258,860	5.9
財産収入	9	0.0	予備費	900	0.0
寄附金	1	0.0			
繰越金	10,000	0.2			
諸収入	1,930	0.1			
組合債	366,000	8.4			
合計	4,373,230	100.0	合計	4,373,230	100.0

▼水防事業特別会計

(単位:千円,%)

水防事業特別会計		
項目	予算額(千円)	構成比(%)
分賦金・負担金	10,219	71.3
財産収入	721	5.0
繰入金	3,110	21.7
繰越金	100	0.7
諸収入	190	1.3
合計	14,340	100.0
歳入		
水防費	14,240	99.3
予備費	100	0.7
合計	14,340	100.0

稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局 ☎ 0297-64-3741

▼令和4年『消防ミニ白書』

火災

令和4年中の火災発生件数は139件(前年比28件増)でした。

また、火災種別は、建物火災63件・林野火災1件・車両火災17件・その他火災が58件で、昨年に比べ、建物火災14件・車両火災8件が増加しています。火災から自身やご家族の身を守るために住宅用火災警報器は設置後10年で取り替えましょう。

市町村別火災発生状況

稲敷市	40件
龍ヶ崎市	29件
牛久市	24件
阿見町	23件
利根町	9件
河内町	7件
美浦村	7件
火災件数	139件

火災種別発生状況

建物	63件
車両	17件
林野	1件
その他	58件
火災件数	139件

主な出火原因

①放火(疑い)	32件
②火入れ	7件

救急・救助

令和4年中の救急出動件数は15,922件(前年比3,042件増)でした。救急種別では、急病11,320件・一般負傷(転倒・転落事故や誤飲等の不慮の事故)2,147件・交通事故934件・転院772件・その他211件となっています。

救助出動件数は169件(前年比10件減)で、救助種別の件数は、交通事故57件・火災事故64件・水難事故10件・その他38件でした。

年々救急車の出動回数が増加しています。救急車の適正な利用にご協力ください。

市町村別救急出動件数

牛久市	4,338件
龍ヶ崎市	4,176件
阿見町	2,593件
稲敷市	2,488件
利根町	963件
美浦村	819件
河内町	540件
圏域外	5件
出動件数	15,922件

傷病者程度別搬送状況

軽症	6,842人
中等症	6,175人
重症	1,174人
死亡	262人
その他	5人
搬送人数	14,458人

稲敷広域消防本部 ☎ 0297-64-3743



〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町 阿見小学校
阿見中学校
JA 美浦支店
郵便局
コンビニ

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(業務委託代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shihoushyoshi@jcom.zaq.ne.jp

あみ司法書士事務所(神林ビル2階)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

火葬だけのお葬式

とにかく簡単に お預けしたい

直葬 9.9万円(税込)
火葬式 16.5万円(税込)

資料請求でさらに1万円引き

スマホで簡単資料請求

シンプルセレモニー

365日24時間すぐ対応 ☎029-846-3130

龍ヶ崎地方衛生組合の財政(令和5年3月31日現在)

令和4年度下半期(10月～3月)の財政事情書

龍ヶ崎地方衛生組合は、阿見町、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村の8市町村で構成する一部事務組合であり、構成市町村から搬入される浄化槽汚泥などの処理を行っています。

地方自治法243条の3第1項および龍ヶ崎地方衛生組合財政事情書の作成および公表に関する条例の定めにより、財政事情を公表します。

令和4年度一般会計の執行状況

(単位:千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金負担金	338,921	338,921	議会費	3,445	3,278
使用料手数料	24,381	21,760	総務費	131,813	125,932
財産収入	42	41	衛生費	261,756	206,497
繰入金	12,112	12,112	予備費	2,000	0
繰越金	23,264	23,265			
諸収入	294	299			
合計	399,014	396,398	合計	399,014	335,707
収入率(%)	99.34		支出率(%)	84.13	

※出納整理期間が5月31日までとなっていますので、収入・支出済額は確定ではありません。

令和5年度一般会計当初予算の状況

(単位:千円,%)

歳入			歳出		
項目	金額	割合(%)	項目	金額	割合(%)
分担金負担金	339,453	78.18	議会費	4,248	0.98
使用料手数料	23,570	5.43	総務費	53,239	12.26
財産収入	41	0.01	衛生費	366,692	84.46
繰入金	47,049	10.84	予備費	10,000	2.30
繰越金	19,000	4.37			
諸収入	5,066	1.17			
合計	434,179	100	合計	434,179	100

組合所有財産の状況

▽土地:32,812㎡ ▽建物:8,233㎡ ▽車両:5台 ▽基金積立金:208,203千円

組合債現在高の状況

▽一般廃棄物処理事業債:0円

龍ヶ崎地方衛生組合総務課

☎0297-64-1144 📠0297-64-1145 📧ryu-1144@muse.ocn.ne.jp

〈広告欄〉



免許を取るなら「県自校 土浦校」で!



親切・丁寧! のびのび教習!

優しいスタッフがお待ちしております

ホームページから資料請求

阿見町阿見383-2 茨城県自動車学校土浦校 ☎029-887-0205

スマホで



個別送迎



無料



ホームページ



定例相談

人権・行政相談

日時 6月1日(木) 午前10時~午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 人権相談:社会福祉課☎888-1111
行政相談:総務課☎888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月~金曜日 午前9時~午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談

日時 月~金曜日 午前9時~午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園)☎888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時~4時
弁護士相談 月1回午後1時~3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談

日時 月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談

日時 月~金曜日 午前9時~正午、午後1時~4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談

期日 月・水~金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時~正午、午後1時~4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時~4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▽中央・君原・かすみ公民館▽本郷・舟島・実穀ふれあいセンター▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店
▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店
▽町内コンビニエンスストア▽カスミフードスクエア阿見店
▽荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分~午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課 ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
地域子育て支援センター ☎891-2772	実穀ふれあいセンター ☎886-5225
霞クリーンセンター ☎889-0091	吉原交流センター ☎889-0277
上下水道課 ☎889-5151	図書館 ☎887-6331
町民活動センター ☎888-2051	予科練平和記念館 ☎891-3344
町男女共同参画センター ☎896-3181	総合運動公園 ☎889-2788
福祉センターまほろば ☎887-3969	教育相談センター ☎888-1225
消費生活センター ☎888-1871	阿見消防署 ☎887-0119
学校教育課 ☎888-0220	火災情報案内 ☎0297-64-0119
中央公民館 ☎888-2526	町民ダイヤル ☎887-6600
君原公民館 ☎889-1363	牛久警察署 ☎871-0110
かすみ公民館 ☎888-8111	牛久警察署 阿見地区交番 ☎888-0110

6月・7月の納税

6月

町・県民税(第1期)

納期限 6月30日(金)

7月

固定資産税(第2期)
国民健康保険税(第1期)
後期高齢者医療保険料(第1期)
介護保険料(第1期)

納期限 7月31日(月)

救急車出動状況:4月

阿見消防署管内調べ		(前月比)	
出場件数	185件(-11)	急病	112件(-17)
		交通事故	15件(+13)
		一般負傷	35件(+3)
		その他	23件(-7)

救急車の適正な利用を
お願いします